

概要版

# 八尾市はつらつプラン (改定版)

～第3次八尾市男女共同参画基本計画～

令和3(2021)年3月

八尾市

## 男女共同参画社会とは

男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、  
性別にかかわらず、  
その個性と能力を十分に発揮することができる社会

「男女共同参画社会基本法」では、男女共同参画社会を「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」（第2条）と定義しています。

## 統計データからみえる八尾市の現状

- 高齢者人口（65歳以上）が増加しており、少子高齢化が進んでいます。
- 一般世帯に占める核家族世帯の割合は一般世帯数の増加に伴い減少傾向にあります。
- 女性の年齢別就業率は、出産・育児期に落ち込み、再び増加するM字カーブを描いています。落ち込みの大きい30～39歳の就業率は平成22（2010）年に比べ平成27（2015）年で上昇し、近年ではM字カーブは緩やかになっています。
- 平成27（2015）年の女性の年齢別就業率を全国、府と比較すると、各年代で全国、府より低くなっています。
- 平成27（2015）年の女性の未婚・既婚別就業率をみると、特に20歳代から30歳代において未婚者に比べて既婚者の就業率が低くなっています。
- 市の審議会等における女性委員割合をみると、平成29（2017）年度をピークに減少傾向にあり、令和元（2019）年度では33.0%となっています。
- 家庭での役割分担についての現状をみると、「食事の支度」は女性の70.1%が、「掃除・洗濯」は女性の66.2%が、すべて、あるいは主に自分が担当、と回答しています。また、配偶者（パートナー）と自分が同じ程度に担当と回答した割合は、共働きカップルにおいて高くなる傾向がありました。また、「子どもの教育としつけをする」「乳幼児の世話をする」「高齢の家族の介護をする」といった子育てや介護について、男性の分担割合が低い傾向があります。
- 市の女性管理職（課長補佐級以上）の割合の推移をみると、年々増加し、令和元（2019）年度で20.4%となっており、平成26（2014）年度よりも5.3ポイント高くなっています。
- 教育・保育給付の確保の推移をみると、保育所定員と入所児童数は増加傾向にあり、待期児童数は増減を繰り返していましたが、令和元（2019）年度で解消されています。

## 改定の目的

本市では、すべての人にとって暮らしやすいまちづくりを推進するため、女性が就職・結婚・出産・子育てなど様々な転機において自己決定し、職場や家庭、地域など日々の暮らしの中で多様な生き方で活躍できる社会環境づくりとともに、重大な人権侵害であるDVの防止や被害者の支援体制の強化を図るなど、さらなる男女共同参画社会の実現に向けた取り組みを進めています。

このたび、平成28(2016)年に策定した「八尾市はつらつプラン～第3次八尾市男女共同参画基本計画～」について、これまでの社会経済情勢や国・府の動向を踏まえ、誰もが性別にかかわらず、互いに人権を尊重し、一人ひとりがその個性や能力を發揮して、生き生きと活躍できる男女共同参画社会の早期実現に向け、より一層の取り組みを推進するため、中間見直しを行いました。

## 計画のめざす方向

本市では、平成21(2009)年12月に制定した「八尾市男女共同参画推進条例」において、次の6つの基本理念を掲げています。本計画は、この基本理念に基づき、男女共同参画社会の実現に向けた本市の基本的な考え方や方向性を定めるものです。

### 八尾市男女共同参画推進条例の基本理念

- |                       |             |
|-----------------------|-------------|
| 1 男女の人権の尊重            | 4 家庭生活との両立  |
| 2 社会における制度又は慣行についての配慮 | 5 身体・健康への配慮 |
| 3 政策・方針決定過程への共同参画     | 6 国際的協調     |

本計画においては、「八尾市第6次総合計画～八尾新時代しあわせ成長プラン～」を踏まえ、性別にかかわらずすべての人が活躍できる男女共同参画社会の実現をめざします。

そのため計画の目標は、現計画の目標を尊重し、「誰もが生き生きと活躍できる共同参画社会へ」とします。男女共同参画社会の実現に向けた取り組みを推進することにより、多様性が尊重され、誰もが自らの選択により人生を設計することができる社会を実現していきます。

## 計画の期間

計画期間は令和3(2021)年度から令和7(2025)年度までの5年間です。ただし、社会情勢の変化や計画の進捗状況等に応じて見直しが必要な場合は、柔軟に対応します。

# 計画の体系

## 〔計画の目標〕

### 誰もが生き生きと活躍できる共同参画社会へ

#### 〔基本目標〕

##### I 男女共同参画社会の実現に向けた意識の醸成

- 基本課題1 子どもの頃からの男女共同参画意識の醸成
- 基本課題2 様々な分野への男女共同参画の意識啓発【重点】
- 基本課題3 男女共同参画推進の拠点における相談機能の充実

#### 〔基本目標〕

##### II あらゆる分野における女性の活躍推進

- 基本課題4 ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進【重点】
- 基本課題5 働く場における男女共同参画の促進
- 基本課題6 地域における男女共同参画の促進
- 基本課題7 策・方針決定過程への女性の参画促進

#### 〔基本目標〕

##### III 誰もが安心して暮らせる社会づくり

- 基本課題8 生涯を通じた健康への支援
- 基本課題9 あらゆる暴力の根絶
- 基本課題10 男女共同参画の視点による防災対策の促進
- 基本課題11 様々な困難を抱える人々への包括的な支援

※基本目標IIを「女性活躍推進法」に基づく「女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（市町村推進計画）」として位置づけます。

※基本課題9を「DV防止法」に基づく「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（市町村基本計画）」として位置づけます。

性別にかかわらずすべての人が活躍できる男女共同参画社会を実現するためには、男女共同参画や多様性について、市民一人ひとりが理解を深めることが不可欠です。

そのため、基本目標は現計画の内容を受け継ぎながらその構成を見直し、男女共同参画推進の土台となる「男女共同参画社会の実現に向けた意識の醸成」を基本目標Ⅰとし、基本理念の実現をめざします。

## 基本目標Ⅰ 男女共同参画社会の実現に向けた意識の醸成

家庭や地域、職場、学校などあらゆる場面において、誰もが自分の生き方を選択し、個性や能力を發揮しながら自分らしく生きていけるよう、固定的な性別役割分担意識を解消し、市民が性別にかかわらず多様な生き方を選択でき、互いを尊重し認め合う意識を醸成します。また、すべての人が男女共同参画に関する認識を深められるよう、様々な機会を通して分かりやすい広報・啓発活動を行います。さらに、生涯にわたって意識が醸成されるよう子どもの頃から学校などのあらゆる場において男女共同参画を進める教育・学習を推進します。

### 基本課題1 子どもの頃からの男女共同参画意識の醸成

性別にとらわれることなく、子どもを伸び伸びとはぐくむ家庭教育、学習等の機会の充実に努めます。

#### 1 子どもの頃からの男女共同参画意識の醸成



### 基本課題2 様々な分野への男女共同参画の意識啓発【重点】

男女共同参画に関する理解を深め、あらゆる立場の人々が個性と能力を十分に發揮することができる社会をめざし、人権尊重や男女共同参画意識の啓発に取り組みます。

さらに、性の多様性に関する正しい知識・情報を提供することで、性的マイノリティの方々への理解促進を図り、誰もが性別にかかわらず自分らしく活躍できる社会の実現をめざします。

#### 2 男女共同参画の意識啓発（多様性の理解促進）

### 基本課題3 男女共同参画推進の拠点における相談機能の充実

男女共同参画を推進する拠点施設として、八尾市男女共同参画センター「すみれ」における啓発事業や情報発信などに努めるとともに、相談事業の充実に努めます。

#### 3 男女共同参画推進の拠点の充実

## 基本目標Ⅱ あらゆる分野における女性の活躍推進

男女共同参画社会の実現のためには、雇用の分野において、男女の平等と働きやすい環境の実現が必要です。さらに、地域の場においても、一人ひとりがその個性と能力を発揮した活躍ができるような環境づくりに取り組みます。

### 基本課題4 ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進【重点】

企業等におけるワーク・ライフ・バランスを実現するための取り組みについて支援を行うとともに、男女がともに家庭責任を担える就業環境の整備や社会的気運の醸成に取り組み、男性自身が積極的に参加できるように促していきます。

- 4 ワーク・ライフ・バランスへの理解促進
- 5 事業者等による取り組みの促進
- 6 仕事と子育て・介護等の両立のための支援（多様なライフスタイルに対応した支援）

### 基本課題5 働く場における男女共同参画の促進

働く場における男女の均等な機会と待遇の確保を推進し、女性が能力を十分に発揮し活躍することができるよう、事業者に促します。

- 7 就職・再就職・起業等への支援
- 8 多様な働き方ができる環境づくりの推進
- 9 女性の人材育成（エンパワーメント）、「女性活躍推進法」に基づく取り組みの実施（女性のチャレンジ支援）
- 10 就労の場における男女の均等な機会と待遇の確保



### 基本課題6 地域における男女共同参画の促進

地域の多様化する課題・ニーズに対応していくためには多様な人材の確保が必要となります。地域の一人ひとりがその個性と能力を発揮した活躍ができるよう、地域で暮らす誰もが地域社会の担い手となるよう働きかけます。

- 11 地域団体等における女性の活躍促進（参加しやすい環境づくり）

### 基本課題7 政策・方針決定過程への女性の参画促進

市の審議会などの委員について女性委員の登用状況を把握し、登用促進を働きかけるとともに、市の女性職員について、市の特定事業主行動計画に基づき職域拡大及び管理職等への積極的な登用に率先して取り組みます。

- 12 政策・方針決定過程への女性の参画推進

## 基本目標Ⅲ 誰もが安心して暮らせる社会づくり

重大な人権侵害であるドメスティック・バイオレンス（DV）などに対応するため、DVや各種ハラスメントを許さない社会意識の醸成、相談体制の整備、子どもの頃からデートDVの被害者にも加害者にもならないよう教育及び周知・啓発に努めます。

また、あらゆる分野における男女共同参画社会を推進するために、生涯を通じた健康づくりや、男女共同参画の視点を取り入れた防災の取り組み、女性であることで更に複合的な課題を抱える人々に対して、安心して暮らせる環境整備を進めます。

### 基本課題 8 生涯を通じた健康への支援

妊娠から出産期において、安心して妊娠・出産できる環境づくりを図るため、妊娠・出産・育児に関する相談・指導などの母子保健施策の充実を図ります。また、性別にかかわらず生涯を通じた心身の健康づくりや、性教育の充実を図ります。

13 生涯を通じた健康の保持・増進



### 基本課題 9 あらゆる暴力の根絶

暴力は人権を踏みにじるもので決して許されるものではなく、それが社会的な問題であるという認識を広く浸透、徹底させるための啓発を行います。

14 あらゆる暴力根絶に向けた取り組みの推進

15 子ども、若者への予防啓発の推進

16 被害者支援体制の充実

### 基本課題10 男女共同参画の視点による防災対策の促進

地域活動の中でも、近年、重要性が高まっている防災分野において、地域の防災力向上を図るため、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立します。

17 男女共同参画の視点による防災対策の促進

### 基本課題11 様々な困難を抱える人々への包括的な支援

生活困窮や介護・介助を必要とする人など、様々な困難を抱える人々に対し、誰一人取り残さない社会の実現に向けて、地域、団体、事業者と連携して支援を行います。

18 生活困窮者の自立に向けた支援の充実

19 介護・介助を必要とする人への福祉の充実

20 複合的に困難な状況に置かれている人々への対応・支援



## 計画の数値目標

	項目（指標）	単位	策定値 (平成 26 (2014) 年度)	現状値 (令和元 (2019) 年度)	目標値 (令和 7 (2025) 年度)
基本目標Ⅰ	男女共同参画が実現していると思う市民の割合	%	27.2	33.2	35.0
	八尾市男女共同参画センター「すみれ」の認知度	%	7.7	7.9	50.0
基本目標Ⅱ	教育・保育給付の確保方策（2号・3号）	人		5,706	7,024※ <sup>1</sup>
	市の審議会、委員会などにおける女性委員の登用の割合	%	30.6	33.0	40.0
	女性委員の参画がない審議会等の数（休会中を除く）	会議体	11	7	0
	市の男性職員の育児休業取得者数及び部分休業取得者数	人	3	23	前年度比増※ <sup>2</sup>
	市の職員の出産補助休暇取得者率	%	94.3	85.7	100.0
	市役所の女性管理監督職（監督職以上）の割合	%	34.5	36.6	42.5
基本目標Ⅲ	小・中・義務教育学校の管理職（校長、教頭）に占める女性の割合	%	19.8	21.8	30.0
	乳がん検診の受診率	%	24.3	22.1	50.0
	子宮がん検診の受診率	%	31.7	27.2	50.0
	配偶者からの暴力を受けたことがある人の割合	%	女性 29.3 男性 16.1	女性 29.9 男性 12.8	女性 15.0 男性 8.0
	DV被害に対する相談窓口の認知度	%	10.6	14.2	5.0

※ 1 八尾市こどもいきいき未来計画（後期計画）による令和 6（2024）年度の目標値

※ 2 次世代育成支援対策推進法に基づく第 2 次八尾市特定事業主行動計画の目標値

## 推進体制

### ● 庁内の推進体制の充実

男女共同参画を推進するため、本市では「八尾市男女共同参画推進条例」に基づき、「八尾市男女共同参画施策推進本部」を中心に、庁内関係各課の一層の連携強化を図ります。

### ● 市民、事業者等との連携

本計画のめざす目標の実現に向けて、市民、学校、事業者、団体などと、互いの自立性を尊重しながら、それぞれの得意分野や特徴を活かして連携し合うことにより、男女共同参画社会の実現をめざします。

### ● 国、府等関係機関との連携

本市の男女共同参画の取り組みは、国際的な動きや、国、大阪府の動きと連動しながら進めてきました。男女共同参画の施策をより充実したものにしていくために、今後も国や大阪府、その他の機関と連携し、施策の推進を図ります。

### ● 計画の進捗管理

毎年、計画に基づく施策の実施状況や数値目標に対する達成状況を把握・点検し、年度ごとに進捗管理を行います。

### ● 男女共同参画に関する調査・研究

本市のあらゆる施策に男女共同参画の視点の効果的に取り入れられるよう、市民の意識やニーズを把握し、男女共同参画に関する市民意識調査を定期的実施して公表するなど、調査研究を行います。

### 八尾市はつらつプラン（改定版）～第 3 次八尾市男女共同参画基本計画～（概要版）

発行年月 令和 3（2021）年 3 月

発行 八尾市政策企画部政策推進課

〒581-0003 八尾市本町一丁目 1 番 1 号

電話 072-924-9309（直通）

刊行物番号 R2-182

※令和 3（2021）年 4 月 1 日からの連絡先

八尾市人権ふれあい部人権政策課 電話 072-924-3830（直通）